

## 主な見直し内容および運用方針

令和5年8月

### ① 共通仮設費率及び現場管理費率の算定式【見直し】

➤ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定式が改正されました。

### ② 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の軽微な工事の取扱い【見直し】

➤ 従前は、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く）が、主たる工事と比較して軽微な工事<sup>※</sup>であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができました。

※原則としていずれかに該当するもの

(イ) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合

(ロ) 工事内容、工事費及び工期から判断して(イ)に準ずるとみなせる場合

➤ 今改正では、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則としてそれぞれの工事種別ごとの共通仮設費及び現場管理費を算定することになりました。なお、但し書きとして工事内容、工事費及び工期から適切と判断できる場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができるとしてはいますが、具体的な条件が無い為、当県では当面の間但し書きの運用は行わない事にします。

### ③ 電気設備工事及び機械設備工事における労務費の比率が著しく少ない工事に係る規取り扱い【廃止】

➤ 直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事において、共通仮設費率に0.9、現場管理費に0.8を乗じることとしていましたが、今回の改正により当該規定は廃止されました。

**④その他工事として取り扱う工事について【廃止】**

➤特殊な室内装備品やとりこわし工事などは、その他工事として共通仮設費率を1.0%、現場管理費率を2.0%としていましたが、今回の改正により廃止されました。

**⑤監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の補正【見直し】**

➤建築工事において監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率に0.9を乗じていましたが、今回の改正で直接工事費に応じた補正値を乗じることになりました。

**⑥新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取扱い【見直し】**

➤当該鉄骨工事の共通仮設費率に0.9の補正率を乗じていましたが、今改正では、原則として補正率を1.0とすることになりました。これを踏まえて当県では補正率を1.0にすることにします。

**⑦労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正【廃止】**

➤入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じるとしていましたが、今回の改正で廃止されました。

以上